

## 臨江山地藏寺蔵『顕密書籍目録』について

(キーワード：顕密書籍目録、臨江山地藏寺、実道、覚幢、観林)

### はじめに

『顕密書籍目録』は、臨江山地藏寺(徳島県阿南市津乃峰町西分)の所蔵する江戸時代の写本である(注1)。縦二三・六糎、横一七・四糎、全20丁の仮綴装の一冊本であり、共紙表紙に墨書で外題『顕密書籍目録 全』のほか、「沙門／実道之」という所持者名が記され、一頁一〇行の墨界線が施されている。本書には内題・尾題はない。15丁ウラには「延享元年甲子曆冬十二月二日於阿国城南臨江山地藏寺／会下改焉了 密乗沙門実道」と墨書され、「実道」の下に「実／道」の朱方印(陰刻)がある。また、16丁オモテには「宝曆二申天二月廿八日阿国城南答島地藏寺会下／密乗沙門入□堂覚幢」と墨書される。この二つの墨書と本文の筆跡から、1丁から14丁までの前半部分を実道が書写し、17丁から20丁までの後半部分を覚幢が書写したことがわかる。すなわち、この『顕密書籍目録』は、延享元(一七四四)年十二月に実道によって書写され、所持されていたものであったが、おそらく、寛延三(一七五〇)年の実道遷化以後、覚幢の所持本となり、宝曆一(一七五二)年二月には後半部分の書写がなされたことが推測されるのである(注2)。

この『顕密書籍目録』は、どのような意図のもとに書写(編集)された目録であろうか。もし、延享元年・宝曆二年当時の地藏寺所蔵文献について、その目録を作成することを意図したものであるとすれば、十八世紀半ばの地藏寺所蔵文献の様子を知る手がかりとなり、地藏寺所蔵文献の形成史を探るうえで貴重な資料

となる。あるいは、実道・覚幢という個人の所持する文献を著録することを意図したものであるとすれば、僧侶個人の学習史を研究するうえで、学習の総体を俯瞰することのできる資料として位置付けることができよう。

本稿では、『顕密書籍目録』に著録された文献を、実道書写部分と覚幢書写部分に分け、それぞれを地藏寺に現蔵される文献と対照し、著録された文献が、誰によって収集・書写・所持されていたのかを調査する。その作業をとおして、『顕密書籍目録』の書写(編集)の意図を探る。

### 一 実道書写部分の考察

#### (1) 全体の構成と著録点数および現蔵本との対応

『顕密書籍目録』(以下「目録」と略称することがある)の前半部分(実道書写部分)は、「真言部」「華嚴部」「天台部」「俱舍部」「儒書部」「雑書部」「写本部」「三論部」「法相部」の九部に分類して文献名と冊(帖・巻)数が記される。各部の書き出しは、丁のオモテ一行目からであり、ウラから書き出されることはない。「写本部」の「護身法口訣」(10ウ7上)には小字で「已下自隆山受之」と記され、「御景図」(11ウ1上)には「已上從隆山受之」と記されており、この二つの文献の間に著録される二九点の文献は、実道が隆山から譲り受けたものであることがわかる。

著録された文献は、地藏寺に現蔵されるのか、現蔵されずれば、どの文献

原 卓 志

に当たるとか。それを特定するために、まず書名（異称・略称を含める）の合致する文献を選び出し、著録された文献に当たると可能性がある現蔵本を選び出す作業を行った。その場合、次に掲げるような例は、著録された文献に当たらないものとして除外した。以下、用例を掲げるにあたって、『顕密書籍目録』を【目録】、地蔵寺現蔵本を【現蔵】と表す。また、『目録』に著録された文献の通し番号を【目録】下に付し、著録文献と冊（帖・巻）数を掲げた後に、『目録』内の所在を（ ）内に示す。【現蔵】文献には、文献名と冊（帖・巻）数を掲げ、（ ）内に現在の整理番号を付す。

1 【目録】70 声明集并御影供表白 一（真言部2ウ）

【現蔵】『声明集』1帖（16棚1）

文化六（一八〇九）年板

〔刊記〕右一帖雖世有多印版任／懷宝便宜以進流先徳之／五音声譜令改刻而已／文化六己巳歲初秋／金剛峯寺遍照光院蔵板

〔墨書〕「進流／懷宝」（附箋貼付・見返）

「東福寺／等如」（見返）

「等如」（附箋貼付・後見返）

2 【目録】191 檜尾御口訣 一（写本部9才）

【現蔵】『檜尾御口訣』1冊（20棚35）

天明六（一七八六）年写

〔奥書〕貞享二年五月廿四日於大内山仁和寺以御本書写了／広

沢末資法印覚音

正徳二年六月日以右御本書写畢 寂翁

正徳第三癸巳南嶺於慈眼院書写功畢不願刁刀／之混淆

後覽可預校合者也 相陽柳島山沙門了辨

享保六龍飛辛丑二月廿三日以補陀洛院義剛校合之御本

／而筆校之点付訖雖然間々有不審訂正俊後君 了辨

享保八癸卯載初秋四日於南嶺成福院会下以右正本／拜

写之了 体如

享保十乙巳星初秋十八日以右体如阿闍梨之本拜繕之／

訖阿陽城南金剛乘子慧輪寂照

3 【目録】34 大日經疏文次第 一（真言部1ウ）

【現蔵】『大毘盧遮那成仏經疏文次第』1冊（5棚32）

江戶時代板

〔墨書〕「隆皎」（表紙）

〔阿陽小松島於地藏寺高野山真別所／密乘大和尚奥疏講伝受之砌求之者矣／文化六己巳二月廿八日入壇阿闍梨隆皎（後見返）

4 【目録】102 集註增暉記 七（天台部4才）

【現蔵】『四教儀集註增暉記』7冊（1棚20、16棚25、20棚40、25棚6）

正徳二（一七二二）年板

〔刊記〕正徳第二壬辰歲杪秋月穀旦／皇図鞏固／仏日增輝／聚文堂尹弘／出雲寺元丘／文台軒宇重／小山居知常／河南氏武信／寿梓敬誌

〔墨書〕「共七 答島／地藏寺」（表紙、1棚20（1〜3））

「恵日山／觀音寺」（墨消・表紙、1棚20（1〜3））

〔四教儀增暉記共七卷／但州温泉寺密賢大能化／板野郡徳命村千光寺ニ於テ／四教儀講演之砌求之了／天保十亥八月廿四日より恵日山現住慶道（後見返、1棚20（3））

〔阿波国答島村／地藏寺』（表紙、20棚40）

〔右此增暉記共七卷 天保十／己亥秋八月廿三日ヨリ／但州温泉寺密賢師当国／板埜郡徳命村千光寺ニ於テ／四教儀講演之砌求之者也／恵日山觀音寺現務慶道（後見返、20棚40）

〔大坂□町八丁目／法等師講レ之／備州／俊泰（後見返、20棚40）

右に掲げた例は、いずれも『顕密書籍目録』に著録された文献名と地蔵寺現蔵の文献名が一致している（異称・異称の場合も一致すると考える）。しかし、例1は現蔵の『声明集』が文化六（一八〇九）年板であることから、実道書写の延

『顕密書籍目録』 実道書写部分の著録数		現蔵の可能性 のある文献数	
真言部	74	45	
華嚴部	14	13	
天台部	15	11	
俱舍部	11	8	
儒書部	13 （1）	5	
雑書部	16	7	
写本部	165 （4） （29）	34 （2）	

享元（一七四四）年には未刊行の文献であることがわかる。同様に例2は、現蔵の『檜尾御口決』がその奥書から天明六（一七八六）年の書写本であることが分かる。このように、延享元年以降に刊行・書写されたことが明確な文献については対象から除外することができる。また、例3はその墨書から、隆皎が、小松島の地藏寺で文化六（一八三三）年に開催された密乘大和尚の大日経疏（奥ノ疏）の講伝を聴講した際に入手したことが知られる。隆皎は地藏寺第十三世である（注3）ことから、現蔵の『大毘盧遮那成仏経疏文次第』は隆皎によって地藏寺にもたらされたものであると考えられ、『目録』に著録された文献とは異なる判断される。例4では、現蔵の『四教儀集註増輝記』が正徳二（一七二二）年板本であることから、実道の書写年には刊行されていたことがわかる。しかし、墨書を総合して解釈すると、恵日山観音寺の住職である慶道が、天保十（一八三九）年に板野郡徳命村の千光寺で但州温泉寺の密賢を能化として開講された四教儀の講演を聴講した際に入手したことがわかる。慶道の入手以前、その本は備州の俊泰が所持していたようである。慶道の位牌が地藏寺に伝存されているところから、慶道晩年には地藏寺に止住していたことが推測される。これらのことから、現蔵本は慶道によって地藏寺にもたらされたもので、やはり『目録』に著録された文献とは異なると見られる。

以上のような操作をとおして、現蔵される文献の中から、著録された文献に当たる可能性のあるものを拾い上げた。『目録』に著録された文献数とともに、現蔵の可能性のある文献数を示すと次のようになる。

計	法相部	三論部
317 （5）	5	1
128	4	1

【表注】①（ ）内は実道書写部分に重複して著録される文献数で外数。  
②（ ）内は隆山から譲り受けたとされる文献数で内数。

「写本部」では、著録文献の中で現蔵される可能性のある文献が、著録文献全体の約二割であるのに対して、「写本部」を除く各部では六割を超えている。これは、「写本部」以外の各部に著録される文献（板本）が汎用性の高いものとして大切に所蔵されてきたのに対して、講伝・講演における聞書類を多く含む写本は、私的なもの（汎用性の低いもの）としてさほど重要視されなかったことが影響しているのではないかと考えられる（注4）。

## (2) 「写本部」に著録された文献の特徴

写本は、その奥書によって書写年代・書写者が明らかになる場合が多い。そのため、『目録』に著録された文献が現蔵されるか否かを見極めやすい。そこで、まず「写本部」に著録された文献についてその特徴を考察する。

実道書写部分の「写本部」に著録される文献一六五点（隆山から譲り受けたものの二九点を含め、重複する四点を除く）のうち、現蔵される可能性のある文献は三四点（内、隆山から譲り受けたもの二点）である。隆山から譲り受けたとされる二点を除く三二点について、現蔵本の書写者・所持者を見ると、実道が書写したり、所持していたことがわかる文献が二七点にも及ぶ。

### 《実道の書写本》

・他者の墨書等なし：八点

5 【目録】215 秘蔵宝鑰譚塵卷之一 一（写本部9ウ）

【現蔵】『秘蔵宝鑰譚塵』1冊（29棚6）

元文三（一七三八）年写

〈奥書〉元文三戊午年三月中旬於津国伊丹金剛／寺妙瑞和尚宝

鑰講演之砌以安芸之僧御／本卒爾書写之了 阿州答島

地藏寺会下／密門乞士実道

〈墨書〉「阿国／実道／書之一」（前遊紙）

6

【目録】 232 外宗雜錄 一 (写本部10才)  
【現蔵】 『外宗雜錄』1冊 (6箱5)

延享元(一七四四)年写  
〈奥書〉于時延享甲子元四月廿日於泉州堺唯識述記／聽聞之御書焉／金剛乘実道

〈墨書〉「実道」(表紙)

・他者の墨書等あり：三点

7

【目録】 195 逍遙院殿仮名遣 一 (写本部9才)  
【現蔵】 『逍遙院殿仮名遣』1冊 (9棚11)

享保二十(一七三五)年写

〈奥書〉享保二十乙卯之夏四月廿日／於孔州城南西方邑書焉也  
／金剛乘子／実道(印)

〈朱印〉「恵」(八角印・陰刻、表紙)

「実」(八角印・陰刻、奥書部)

〈墨書〉「実道」(表紙)

「恵了(印)」(表紙)

8

【目録】 200 西京新記録 一 (写本部9才)  
【現蔵】 『西京新記録』1冊 (7箱36)

享保二十(一七三五)年写

〈奥書〉享保廿乙卯之四月十八日於阿之南郊／西方邑書焉

沙門実道(印)

〈朱印〉「恵」(八角印・陰刻、前表紙)

「実」(八角印・陰刻、奥書部)

〈墨書〉「釈氏／慧了(印)」(表紙)

9

【目録】 223 西谷名目玄譚 一 (写本部10才)  
【現蔵】 『西谷名目玄譚』1冊 (5箱14)

元文元(一七三六)年写

〈奥書〉元文丙辰元年八月上旬／於阿陽城南／実道／書写焉

〈墨書〉「金剛乘子／恵了」(表紙)

《実道の所持本》

・他者の書写奥書あり：四点

10

【目録】 192 三六叶韻十義選 一 (写本部9才)  
【現蔵】 『三六叶韻十義選』1冊 (6箱6)

元文元(一七三六)年写

〈奥書〉元文丙辰元年秋八月三日／書写焉／慧了

〈墨書〉「実道」(表紙)

11

【目録】 147 理趣經講要 一 (写本部8才)  
【現蔵】 『理趣經講要』1冊 (20棚25)

元文二(一七三七)年写

〈奥書〉龍巖写之／元文二丁酉閏十一月吉祥日於難波書写焉畢

〈墨書〉「金剛密子／実道」(表紙)

12

【目録】 225 法性大日義聞記 二 (写本部10才)  
【現蔵】 ① 『法性大日義口筆』1冊 (9棚27)

寛保元(一七四一)年写

〈奥書〉夫此大日義□者高野山如意輪寺妙瑞和尚撰述焉于

時寛／保元辛酉曆於讚府金毘羅象頭山金剛院別処從七

月廿一日／至同廿九日講住心品疏前演從焉畢 金剛乘

岱丘記之

〈墨書〉「実道」(表紙)

\*内題「薄伽梵大金剛阿闍梨位法性大日義并序聞書」

② 『法性大日義要記』1冊 (7箱33)

寛保三(一七四三)年写

〈奥書〉右者於寛保三五月十二日德府勢見山觀音寺而高野山如

意／輪寺妙瑞和尚講演之在吾末席聞記之然<sub>トモ</sub>鹿学而

無□／知無進筆而誤多取捨而□見焉 沙門岱丘

〈墨書〉「実道」(表紙)

\*内題「薄伽梵大金剛阿闍梨位法性大日義并序聞書」

華嚴五教章要書 一 (写本部10才)

華嚴五教章聞記 1冊 (6箱2)

延享元(一七四四)年写

〈奥書〉已上廿葉者五教章旁註卷下 十四席而聞記終 以下ハ

為因縁／無講解退而可□投合

13

【目録】 229 華嚴五教章要書 一 (写本部10才)  
【現蔵】 『華嚴五教章聞記』1冊 (6箱2)

延享元(一七四四)年写

〈奥書〉已上廿葉者五教章旁註卷下 十四席而聞記終 以下ハ

為因縁／無講解退而可□投合

- 14
- ・書写者未詳①〈奥書あり〉…四点
- 【目録】165 大黒天作法 一 (写本部8ウ)
- 【現蔵】『大黒天法』1帖 (24棚19)
- 明暦二(一六五六)年写
- 〈奥書〉于時明暦二年阿州海部郡にて／書之筆ハ悪筆にして当用之／□□之畢後見之□々 丑字／一反御廻向頼申恥敷々
- 15
- 【目録】224 住心品疏略解私記 五 (写本部10才)
- 【現蔵】『住心品疏略解私記』5冊 (2箱8、4箱29、7箱9)
- 寛保二(一七四二)年写
- 〈奥書〉右者於讚府像頭山随妙瑞遮黎聽聞之了其後再見時記焉
- ／畢于時寛保元酉七月晦日開講
- 寛保二壬戌十月上旬於臨江山記焉 (2箱8 (2)・
- 〈墨書〉「実道」(表紙、2箱8 (1・2)・4箱29 (1・2)・7箱9)
- 16
- 【目録】226 西谷名目聞書 一 (写本部10才)
- 【現蔵】『天台円宗四教五時西谷名目口筆』1冊 (4箱25)
- 寛保元(一七四一)年写
- 〈奥書〉「寛保元十月三日於讚府慧光寺慧輪比丘在于／講述於焉末席筆録焉矣」(冒頭)
- 〈墨書〉「元文四乙未／十一月聞記讓也」(上欄)
- 「都合廿九席而了」(末尾)
- 「実道」(表紙)
- 17
- 【目録】308 匡真鈔要書 一 (写本部12才)
- 18
- ・書写者未詳②〈奥書なし〉…八点
- 【目録】179 減縁減行異説 一 (写本部8ウ)
- 【現蔵】『減縁減行異説』1冊 (21棚26)
- 江戸時代写
- 〈奥書〉(ナシ)
- 19
- 【目録】211 臂吒捷稚法 一 (写本部9ウ)
- 【現蔵】『臂吒捷稚法』1冊 (9棚9)
- 江戸時代写
- 〈奥書〉(ナシ)
- 20
- 【目録】294 顕果密因義 一 (写本部11ウ)
- 【現蔵】『顕果密因義』1冊 (4箱15)
- 江戸時代写
- 〈奥書〉(ナシ)
- 〈墨書〉「実道」(表紙)
- 「今者／智翁」(表紙)
- 例5に掲げた現蔵本『秘蔵宝鑰譚塵』の奥書からは、元文三(一七三三)年に撰津伊丹の金剛寺で開催された妙瑞(注5)による秘蔵宝鑰の講演を聴講した際、安芸の僧侶(おそらく彼も妙瑞の講演を聴講するために訪れていたであろう)の所持本をもとに実道が書写したことがわかる。また、墨書から、書写した本を實道が所持したこともわかる。例6『外宗雜録』も同様に、延享元(一七四四)年四月に泉州堺で唯識論述記の講演を聴講した際に実道が書写した本であり、実道が所持していたことがわかる。このように、実道の書写奥書を有し、実道の名

前だけが墨書される文献が四点見られる。

例7～9の三点は、実道の書写奥書を有しながら、実道以外の名が墨書される例である。いずれも恵了（慧了）の名が記される。恵了についての詳細は不明であるが、現蔵本『無畏禪要安心鈔』（32棚27・江戸時代板）下巻の後表紙見返に「上下二巻之内／**孔**答島臨江山／恵了求焉」の墨書があることから、恵了が地藏寺に止住した僧侶であることがわかる。例8・9の現蔵本『西京新記録』、『西谷名目玄譚』の奥書と墨書からすれば、この二つの写本は実道が書写し、後に恵了に伝えられたと解釈される。ところが、「他者の書写奥書あり」に分類した例10の現蔵本『三十六叶韻十義選』は、恵了の書写奥書があり、実道の名が墨書されていることから、恵了の書写本が実道に伝えられたことになる。また、例7の現蔵本『逍遙院殿仮名遣』では、実道の書写奥書があり、表紙には、「実道」「恵了」の順に名が縦に続けて墨書されている。この墨書は、表紙全体のバランスから見て、「恵了」の方が先に記されたように見える。とすれば、実道から恵了に伝わり、再び実道の手に戻ったということになるか。このように、実道と恵了の間では、文献伝領の流れが一方に定まっていけない。同時期に活動した僧侶の間では、互いに譲り譲られるようなことがあったのかもしれないが、いささか不自然さを感じられる。これらの書写奥書や墨書からすれば、「実道」と「恵了」は別の人物の名前ではなく、「恵了房実道」のような、同一人物の仮名と実名を記したのではないかと推測される。なお、筆跡などの検証によって確定しなければならぬが、この推測が当たっているとすれば、例7～9と例10は、例5・6と同様に、実道が書写し、所持した文献として捉えることができる。

例11～13の三点は、実道以外の人物が書写し、墨書に実道の名が見られる写本である（例10は右の考察によって除く）。例11の現蔵本『理趣経講要』は龍巖の書写本が実道に伝わり、所持したのであろう。龍巖の名は現蔵文献の中で、本文献以外には見られない。例12の『目録』に著録された文献『法性大日義聞記 二』には、現蔵の『法性大日義口筆』、『法性大日義要記』が当たると考えられる。いずれも内題があり「薄伽梵大金剛阿闍梨位法性大日義并序聞書」となっている。「要記」「要書」「口筆」は、「聞記」や「聞書」と同じ意味で用いられたようである。これらは、寛保元（一七四一）年と寛保三（一七四三）年に岱丘によって書写されたものが、実道に伝えられたと解釈される。例13の『華嚴五教章聞記』も同様で、岱丘の書写本が実道に伝えられたことがわかる。なお、岱丘について

も他に資料がなく、未詳とせざるを得ない。

例14～17は、奥書を有するものの、書写者が記されていないが、墨書から実道の所持した文献であることがわかる。例14の現蔵本『大黒天法』は、「**孔**州快義」の墨書があることから、快義の書写本が実道に伝えられたと解釈される。例15の『住心品疏略解私記』、例16の『天台円宗四教五時西谷名目口筆』、例17の『匡真鈔要書』は、いずれも「実道」の墨書がある。実道が所持したことは明らかであるが、書写も実道の手になる可能性が高い。

例18～20は、奥書を有しておらず、書写年代・書写者ともに不明である。しかし、墨書から実道の所持本であったことは確かである。

以上のような実道の書写本・所持本以外には、次の五点の現蔵文献が著録文献に当たる可能性を有するものとして上げられる。

- |    |          |                         |
|----|----------|-------------------------|
| 21 | 【目録】 170 | 虚空藏菩薩陀羅尼經 一 (写本部8ウ)     |
|    | 【現蔵】     | 『虚空藏菩薩陀羅尼經』1冊 (6箱39)    |
|    |          | 江戸時代写                   |
|    |          | 〈奥書〉(ナシ)                |
| 22 | 【目録】 193 | 理趣経大意 一 (写本部9オ)         |
|    | 【現蔵】     | 『理趣経大宗』断簡 (7箱2)         |
|    |          | 江戸時代写                   |
|    |          | 〈奥書〉(ナシ)                |
| 23 | 【目録】 293 | 能殺蠶鱗篇 一 (写本部11ウ)        |
|    | 【現蔵】     | 『能殺蠶鱗篇』1冊 (7箱29)        |
|    |          | 江戸時代写                   |
|    |          | 〈奥書〉(ナシ)                |
| 24 | 【目録】 152 | 孔字観私 一 (写本部8オ)          |
|    | 【現蔵】     | 『阿字観私記』1冊 (2箱44)        |
|    |          | 江戸時代写                   |
|    |          | 〈奥書〉(ナシ)                |
|    |          | 〈朱印〉「隆/皎」(方印・陰刻、内題上)    |
| 25 | 【目録】 218 | 同(大日経教主)十九人異義 一 (写本部9ウ) |
|    |          | 〈墨書〉「答島/地藏寺」(表紙)        |

【現蔵】 『大日経教主十九人異義』 1冊 (6箱65)

江戸時代写

〈奥書〉「朱点一捺了」(朱)

〈墨書〉「沙門隆皎」(表紙)

例21～23は、現蔵本の書名によって『目録』著録文献に当たる可能性があるとしたのであるが、書写奥書や所持者のわかる墨書等がなく、書写者・所持者は不明である。これらが、実道の書写本であると認められるかどうかについては、筆跡などの検証が必要である。例24・25の現蔵本には、書写奥書はないが、朱印・墨書によって隆皎の所持本であったことがわかる。これも筆跡などの検証が必要であるが、もし実道の書写本であるとすれば、後に隆皎に伝えられたものであると考えられる(注6)。また、隆皎書写本であるとすれば、書写年代が『目録』より降ることになり、『目録』に著録された文献とは別の文献となる。

実道書写部分において隆山から譲り受けたとされる二九点の文献のうち、現蔵されると考えられるのは、次の二点である。両者とも朱または墨で表紙に「隆山(龍山)」と署名されており、隆山の所持本であったことが明らかである。

26 【目録】 256 随一尊法要鈔 一 (写本部10ウ)

【現蔵】 『随一尊法要鈔』 1冊 (23棚1)

江戸時代写

〈奥書〉(ナシ)

〈朱書〉「龍山」(表紙)

27 【目録】 260 曼荼羅供作法并表白 一 (写本部10ウ)

【現蔵】 『曼荼羅供作法并表白』 1帖 (24棚5)

江戸時代写

〈奥書〉(未詳)

〈墨書〉「隆山之」(表紙)

詳細な筆跡の検証など、なお課題も残されるが、以上のように、現蔵される文献で、実道書写部分の「写本部」に著録される文献に当たると考えられるもの九割以上が実道書写本あるいは実道所持本であることがわかった。このことからすれば、「写本部」に著録された文献は、実道自身が書写したり、所持していた文献と、龍山から実道が譲り受けた文献とからなっていると見えよう。つまり、実道が私的に所持していた本を著録したものであると捉えることができる。

(3) 「写本部」外に著録された文献の特徴

「写本部」に著録された文献が写本であるのに対して、それ以外の「真言部」「華嚴部」「天台部」「俱舍部」「儒書部」「雜書部」「三論部」「法相部」に著録された文献は板本である。所持者名が書き入れられた板本は必ずしも多くなく、その所持者を明らかにできないものが多い。現蔵される可能性のあるものとして拾い上げた九四点のうち、所持者名が記された文献は六四点であり、所持者名を記さない文献は三〇点である。各文献に記された所持者名を多い順に挙げれば次のようになる(注7)。

二九点 実道  
 六点 観林  
 五点 豁賢 恭雄  
 四点 恵了(了)を含める) 宥深  
 二点 栄長・豁道 慶鏝 智翁(教音) 隆皎  
 一点 応宥良深 義乘 義鳳 義雄 堅親 秀恵 秀善 秀□ 俊道  
 尊耀 長山 長保 門栄 隆海 □龍

右のように、実道の名前が記された文献が他の人物の名を記した文献に比して多く、所持者が記される文献の四割五分を占めている。また、先に考察したように、実道と恵了が同一人物であるとすれば、実道・恵了の名前が記された文献は三三点に増える。

ここで注意されるのは次のような例である。

28 【目録】 12 般若心経并玄談 一 (真言部1オ)

【現蔵】 『科注』般若心経』 1冊 (26棚42)

元禄五(一六九二)年板

〈刊記〉元禄五壬申歲四月吉日／書肆村上平樂寺梓

〈墨書〉「宥深」(表紙)

「今者／実道之」(表紙)

29 【目録】 77 起信論註疏有書入 四 (華嚴部3オ)

【現蔵】 『首書』大乘起信論註疏』 4冊 (3棚11、14棚14)

延宝四(一六七六)年板

〈刊記〉延宝四年丙辰仲春母倉日／堀川通本屋／堀井伝右衛門刊

行

〈墨書〉「実道之」(背、3棚11(1・3))

「今者 豁賢受之」(後見返、3棚11(1)・14棚14)

「今者／豁賢求之」(後見返、3棚11(2))

「今者／豁賢之」(後見返、3棚11(3))

「高野山山王院金剛峯寺住侶沙門義範房栄長／求之」

(最終丁、3棚11(1))

「宝永四年亥正月吉日／金剛峯住侶沙門／義範」(最

終丁、3棚11(2))

「高野山学侶方成福院会下／栄長求之」(墨消・後見

返、3棚11(3))

「南山住侶沙門／義範房栄長求之」(後見返、14棚14)

30

【目録】 79 起信論專釈 五 (華嚴部3才)

【現蔵】 『科本』起信論專釋鈔』5冊 (3棚10、14棚7)

寛文十一(一六七二)年板

〈刊記〉寛文十一年辛亥九月日／前川茂右衛門

〈墨書〉「宥深」(擦消・表紙、3棚10(1・2)、14棚7(1

～3))

「豁賢之」(後見返、14棚7(3))

31

【目録】 59 決択材林 四 (真言部2ウ)

【現蔵】 『決択材林』4冊 (26棚24)

寛文十(一六七〇)年板

〈刊記〉寛文十年仲春日／村上勘兵衛刊行

〈朱書〉「実道」(表紙、(1～4))

〈墨書〉「恭雄」(表紙、(1～4))

「答島臨江山地蔵寺蔵本」(表紙、(1))

「阿南答島／地蔵寺蔵本」(表紙、(2))

「答島／地蔵寺蔵本」(表紙、(3・4))

「実道求之」(背、(3))

例28では、現蔵本『科注』般若心経』の表紙に「宥深」と墨書され、その左側に並べて「今者／実道之」と墨書される。この二種の墨書から、現蔵の『科

注』般若心経』は、もともと宥深<sup>注8)</sup>の所持していた文献であり、後に実道に伝えられたことがわかる。宥深の所持した文献が実道に伝えられたと考えられる本例からすれば、「宥深」の墨書を有する現蔵本、すなわち『目録』に著録される64「般若心経略鈔 一」(真言部2ウ)、68「光明真言輪釋 一」(真言部2ウ)に当たると考えられる現蔵本『般若心経略抄』(26棚35)、『光明真言輪釋』(9棚48)も宥深から実道に伝えられた可能性が高く、実道の所持本として『目録』の実道書写部分に著録されたと見ることができよう。

例29は、現蔵本『首書』大乘起信論注疏』の最終丁ウラや後表紙見返の義範房栄長の墨書に並べて、豁賢の「今者 豁賢受之」「今者／豁賢求之」「今者／豁賢之」と記すところから、宝永四(一七〇七)年に義範房栄長の入手した本書が豁賢に伝えられたことがわかる。実道はその後に本書を入手し、背に墨書を記したと考えられる。すなわち、義範房栄長<sup>注9)</sup>、豁賢<sup>注10)</sup>、実道の順に現蔵本が伝えられたことがうかがえるのである。豁賢の所持した文献が実道に伝えられたという伝領の流れを考慮すれば、「豁賢」の墨書を有する現蔵本『科』(首書)理趣経純秘鈔』(35棚24)、『梵網経古述記科解』(4棚28、39棚9)も、豁賢から実道に伝えられた文献(実道の所持本)として、『目録』に8「理趣経純秘鈔縣談 三」(真言部1オ)、84「梵網経古述記科解 一二」(華嚴部3才)と著録されたと解釈できる。

例30では、墨書に宥深・豁賢・慧了(恵了)の三人の名が記され、宥深の名前が擦消されている。例28・29の考察とあわせて解釈を施せば、もと宥深の所持した文献が豁賢に伝えられ、その後恵了に伝えられたと考えられる。恵了と実道が同一人物であると見た、先述の推測に矛盾は生じない。

例31の現蔵本『決択材林』四冊のそれぞれの表紙には、墨書「恭雄」の上から朱で「実道」と重書されている。すなわち、本文献が恭雄<sup>注11)</sup>から実道へ伝えられたという伝領の流れを示している。この伝領の流れに注目すれば、「恭雄」の墨書を有する次の文献は、恭雄から実道に伝えられたものであり、實道の所持本として『目録』に著録されたと解釈することができる。

○ 【目録】 11 秘鍵略註詳解 二 (真言部1オ)

【現蔵】 『科』(頭書)秘鍵略註詳解』4冊 (26棚31、26棚46)

元禄七(一六九四)年板

〈刊記〉元禄七甲戌年／五月吉祥日／藤田半右衛門／撰津玉屋

重兵衛／藤屋嘉兵衛／山本市兵衛／中村七兵衛  
 〈墨書〉「恭雄」(表紙、26棚31(1・3)、26棚46)

\*冊数に違いがある点が疑問。

○ 【目録】 18 光明真言経鈔 一 (真言部1ウ)

【現蔵】 『光明真言経鈔』 1冊 (2箱18)

江戸時代板

〈刊記〉前川茂右衛門 新刊

〈墨書〉「恭雄」(後表紙)

○ 【目録】 55 開題 五 (真言部2オ)

【現蔵】 ① 『梵網経開題』 1冊 (9棚47)

江戸時代板

〈刊記〉(ナシ)

〈墨書〉「恭雄」(表紙)

② 『金剛頂経開題』 1冊 (7棚22)

江戸時代板

〈刊記〉(ナシ)

〈墨書〉「恭雄」(表紙)

このように見てくると、板本を著録した「真言部」以下の八部でも「写本部」同様に、実道の所持本が著録されたと見ることができそうである。しかし、右のように伝領の流れを推定できるものが存する一方、実道との間で文献が伝領されたという証左が得られず、伝領の流れの推定できないものもある。実道に次いで多くの名前を見る観林<sup>(注2)</sup>も、実道と文献を受け渡したという証左の得られない人物の一人である。

次に掲げた例32・33は現蔵本の背に「観林求」と墨書されている。現蔵本が『目録』に著録された『密軌門辨』『密軌門辨啓迪』であり、実道の所持本として著録されたとすると、観林の所持本が実道に伝えられたとも、実道の所持本が後に観林に伝えられたとも考えられる。例34として掲げた『目録』の223「西谷名目玄譚一」は、すでに「写本部」著録本の検討の際に例9として引用した。例9では、著録された文献に当たる現蔵本として実道書写の『西谷名目玄譚』(5箱14)が考えられたが、例34のように、「観林」と墨書された『西谷名目玄譚』(4箱13)も現蔵されるのである。「観林」と墨書された写本が著録されないとすれば、例

32・33の「観林」と墨書された文献も『目録』に著録された文献とは別文献であり、実道の所持した『密軌問辨』『密軌問辨啓迪』が別に存在したと考えるべきであろう。

32 【目録】 31 密軌門辨 二 (真言部1ウ)

【現蔵】 『密軌問辨』 2冊 (25棚23、2箱47)

正徳元(一七一一年)板

〈墨書〉「観林求」(背、25棚23・2箱47)

33 【目録】 32 密軌門辨啓迪 五 (真言部1ウ)

【現蔵】 『密軌問辨啓迪』 5冊 (32棚19、40棚23)

正徳五(一七一五年)年板

〈墨書〉「観林求」(背、32棚19・40棚23(1・2・3・4))

34 【目録】 223 西谷名目玄譚 一 (写本部10オ)

【現蔵】 × 『西谷名目玄譚』 1冊 (4箱13)

江戸時代写

〈奥書〉(ナシ)

〈墨書〉「観林」(表紙)

「真言部」以下に著録された板本には、観林のように実道との文献伝領の流れを指摘できない人物名が墨(朱)書される板本、また、墨(朱)書を有さず所持者が特定されない板本が多いなど、個々に問題を含み、慎重に検証しなければならない文献が残される。しかし、「写本部」著録本と同じように実道所持本を中心に著録されているということは、おおむね首肯できると考えられる。

#### (4) 現蔵される実道書写・所持本と著録本

地藏寺には実道の書写・所持した文献が『顕密書籍目録』を除いて七九点(写本四一点、板本三八点)現蔵されている。『目録』の実道書写部分に著録された文献が実道の書写・所持したものであるとすれば、現蔵される実道書写・所持本のうち、延享元年以前のものはすべて著録され、それ以降のものは著録されないと考えられる。本節では、現蔵本が『目録』の実道書写部分に著録されているかどうかについて調査し、考察を加える。

調査の結果、五九点(写本三〇点、板本二九点)の著録が確認された。著録が確認できない現蔵本二〇点のうち、一〇点は『目録』の実道書写部分に同一の書

名が著録されているものの、『目録』の「延享元甲子曆冬十二月二日於阿国城南  
臨江山地藏寺／会下改焉了」という墨書の「延享元（一七四四）年十二月」当時  
には未書写・未入手の文献である。

《延享二（一七四五）年書写・入手本》

35 【目録】 291 警覚入密義 一（写本部11ウ）

【現蔵】 『警覚入密義』1冊（9棚2）

延享二（一七四五）年写

〈奥書〉延享二年六月廿三日 東明小比丘記

〈墨書〉「実道」（表紙）

「実道／今者智翁之」（表紙）

36 【目録】 90 華嚴問答 二（華嚴部3オ）

【現蔵】 『華嚴問答』2冊（14棚12、42棚6）

元禄十四（一七〇二）年板

〈刊記〉元禄十四年辛巳六月穀日寿于梓／平安城宣風坊書林井

上実氏藏板（14棚12）

〈朱書〉「此二卷延享二年二月中旬於京都搜玄記聴聞之節求之

／阿陽神通乘苾芻実道」（最終丁、14棚12）

〈墨書〉「隆皎」（表紙、14棚12、42棚6）

《延享三（一七四六）年書写・入手本》

37 【目録】 242 俱舍論指要鈔 一（写本部10オ）

【現蔵】 『俱舍論指要鈔』7冊（2棚8、3棚4、1箱33）

延享三（一七四六）年写

〈奥書〉延享第三丙寅曆五月於京都寺町鮑葉師円福寺湛慧老／

律師俱舍本論講演之砌以直本書写焉畢／阿陽城南臨江

山密子／実道（2棚8（4））

38 【目録】 113 頌疏正文有書入 一（俱舍部5オ）

【現蔵】 『俱舍論頌疏正文』1冊（2棚1）

慶安四（一六五二）年板

〈刊記〉昔慶安四辛卯年八月吉辰／中村五兵衛尉刊行之

〈墨書〉「延享第三丙寅曆二月中旬於京師俱舍論聴聞之砌求

焉ヲ城城南密乘沙門実道」（最終丁）

《延享四（一七四七）年書写・入手本》

39 【目録】 311 法訓聞書 二（写本部12オ）

【現蔵】 『秘密法訓隨聴記』1冊（6箱1）

延享四（一七四七）年写

〈奥書〉已上十二紙法訓上下廿席而講畢

延享第四丁卯天從六月三日至于同月廿三日高野山別所

／円通寺律師妙瑞和尚於讚州多度津摩尼院講演焉

〈墨書〉「瑜伽乘沙門実道」（表紙）

右のように、『目録』に同一書名が載せられる一〇点は延享二（一七四五）年

から延享四（一七四七）年に書写したり、入手した文献である。これに対して、

現蔵される実道書写・所持本で『目録』に同一の書名が載せられないのは例40の

一例を除くと、いずれも延享五（一七四八）年、寛延二（一七四九）年に書写さ

れた例41・42のような四点である。

40 【目録】（ナシ）

【現蔵】 『真言律ニ就テ 淨嚴』1冊（23棚44）

享保二十（一七三五）年写。

〈奥書〉元禄七年七月廿七日／金剛乘宗淨嚴謹注

享保廿之乙卯年／四月日於ヲ城城南西方邑／書写焉者

也／実道（印）

〈朱印〉「恵」（八角印・陰刻、表紙）

「実」（八角印・陰刻、奥書下）

〈墨書〉「金剛乘子／慧了（印）」（表紙）

41 【目録】（ナシ）

【現蔵】 『四種曼荼羅義見聞集』1冊（6箱13）

延享五（一七四八）年写。

〈奥書〉從元文第戌午七月廿二日至廿八日於難波南靈講之予

／帰国後於臨江山拏合之次自延享五戊辰春二月十七日

至／同廿三日予復講演焉其砌筆記之了瑜伽乘沙門実道

〈墨書〉「実道」（表紙）

42 【目録】（ナシ）

【現蔵】 『自宗行法秘口決』1冊（25棚44）

寛延二（一七四九）年写。

〈奥書〉寛延第二己巳天十二月廿八日依于／不思議之感得而乍  
病中卒書写之畢／金剛秘密乘沙門阿州城南実道

〈墨書〉「実道」（表紙）

このことからすれば、実道は延享元年十二月に、それまで実道自身が書写したり、入手して所持していた文献についての目録を作成した。この目録は、例40の現蔵本『真言律二就テ 淨嚴』（23棚44）を除いて、ほかの現蔵本の著録が漏れなく確認されることから、延享元年十二月の時点で所持していた文献のほぼすべてを網羅した目録であったと思われる。『目録』の墨書「延享元甲子曆冬十二月二日於阿国城南臨江山地藏寺／会下改焉了」は、この段階で書き入れられたものである。ただし、実道の『目録』作成はそれで終わったのではなく、延享二年以降に書写したり、入手した文献についても書き加え続けたのである。しかし、『目録』の補訂は延享四年書写・入手本についての書き加えが最後になった。そして、延享五年（寛延元年）・寛延二年に書写・入手した文献の書き加えを果たすことなく、寛延三年四月十五日に遷化するのである。例42に掲げた現蔵本『自宗行法秘口決』の奥書にあるように、寛延二年の暮れには病を得ており、すでに『目録』を補訂するだけの余力は残されていなかったのかもしれない。

以上のほか、書写年代・入手年代の不明な現蔵本で、『目録』に著録されない五点の文献については、延享五年から実道遷化の寛延二年四月までに書写・入手されたものと見て良いであろう。

## 二 覚幢書写部分の考察

### (1) 全体の構成と著録点数および現蔵本との対応

覚幢の書写部分は、「儒書部」「仏書」「写本之目録」の三部構成となっている。「儒書部」は17丁オモテの一行目に「儒書部」と記され、二行目から文献名が記される。「仏書」は18丁オモテの右欄外に「仏書」と記され、一行目から文献名が記される。19丁オモテは白紙で、19丁ウラの上段には仏書の三つの文献名が記され、下段一行目に「写本之目録」と記される。写本文献の名前は、以下20丁ウラまで下段に記され、上段には記されない。

覚幢は、実道の書写し所持していた『顕密書籍目録』に続けて目録の書写を行

っていることから、実道が書写し所持していた文献の目録を完成させることを目的として、実道書写部分を補訂したと見ることができそうに思われる。しかし、覚幢書写部分に著録される文献を実道書写部分に著録される文献と対照させると、実道書写部分との重複が二七点（「儒書部」四点、「仏書」一四点、「写本之目録」九点）に及ぶことがわかる。また、実道書写部分に著録されず、現蔵されている実道書写・所持本（延享五年・寛延二年に書写・入手したもの）を拾い上げて著録した形跡もない。

このような実態を考慮するならば、実道の書写部分とは全く別の目録として書写（編集）されたものであると考えられる。そこで、現蔵される実道の書写・所持本を対象から除外して、現蔵される文献の中から覚幢書写部分に著録された文献に当たる可能性のあるものを拾い上げ、その数を示すと次のようになる。

計	『顕密書籍目録』 覚幢書写部分の著録数		現蔵の可能性 のある文献数
	儒書部	仏書	
	11	36（1）	3
		24（1）	6
		71（2）	28

【表注】へ～内は覚幢書写部分に重複して著録される文献数で外数。

### (2) 覚幢書写部分に著録された文献の特徴

覚幢書写部分の「写本之目録」に著録される文献二四点のうち、現蔵される可能性のある文献は六点である。その六点はすべて観林が書写したり、所持していたと考えられるものである（『目録』の下に掲げた数字は、覚幢書写部分に著録された文献の通し番号）。

43 【目録】51 天台四教位次類聚 一（写本之目録19ウ）

【現蔵】『天台四教位次類聚』1冊（8棚9）

寛延三（一七五〇）年写

〈奥書〉皆寛延三龍次庚午九月上旬／妙瑞律師法花講演聴聞之

砌／於旅宿写之 金剛資観林

44 〔目録〕62 西谷名目玄譚 一 (写本之目録20才)  
〔現蔵〕『西谷名目玄譚』1冊 (4箱13)

江戸時代写

〈奥書〉(ナシ)

〈墨書〉「観林」(表紙)

45 〔目録〕52 般若理趣純秘鈔<sup>合本</sup> 一 (写本之目録19ウ)

〔現蔵〕『般若理趣純秘鈔』1冊 (7棚20)

延享四(一七四七)年写

〈奥書〉①于時延享四丁卯之六月十日 覚幢／書写焉

②于時延享四丁卯之天六月中旬 覚幢／書写

③于時延享第四丁卯之天六月下旬臨江山／覚幢／書写焉

〈墨書〉「阿州答島／地藏寺蔵本」(後見返)

「臨江山蔵本」(後表紙)

「観林」(扉題傍)

例43の現蔵本『天台四教位次類聚』は、寛延三(一七五〇)年に観林が妙瑞の法華講演を聴聞した際に書写したものであり、例44の『西谷名目玄譚』は、表紙の墨書から観林が所持した文献であることがわかる。例45の『般若理趣純秘鈔』の奥書と墨書からは、延享四(一七四七)年に覚幢が書写した本を、観林が所持したことがわかる。『目録』を書写した覚幢の名前が見えるのは、この例45の一点だけであることが注意される。

このように、現蔵文献の観林書写・所持本が『目録』の覚幢書写部分に著録された文献に当たることからすれば、覚幢は観林の書写・所持本を中心に著録したと見ることができよう。

一方、「儒書部」「仏書」に著録される文献は四七点である。そのうち、現蔵される可能性のある文献は二二点を数える。所持者を示す墨書等の見られる文献は一四点である。各文献に記された所持者名を多い順に挙げると次のようになる(注13)。

六点 観林

二点 恭雄

一点 慧空 義鳳 義雄 慶鏡 堅親 有昶 隆皎

観林の名前を記した文献が、その他の人物の名前を記した文献よりも多く見られること、また、覚幢の名前が記された文献が見られないという特徴が、「写本之目録」に著録された文献に見られる特徴と一致する。すなわち、「儒書部」「仏書」にも、観林の所持する文献が著録されたと考えられる。先に考察したように、実道と観林との間に文献伝領の証左は認められなかった。そのために、観林の書写・所持本が『目録』の実道書写部分に著録されたか否かについて疑問を残してきた。右のように観林の書写・所持本が覚幢書写部分における著録文献の中心を占めるものであるとすれば、実道書写部分に観林のものが著録されることはなかったとすることができるであろう。

さてここで、一つの疑問が浮かび上がる。それは、覚幢が自分以外の人物である観林の書写・所持本について目録を作成(書写)したとすれば、なぜ、実道の作成した目録の余白部分とも言える後半部分を利用して作成(書写)したのかという疑問である。もし、実道書写部分の補訂が目的であるとすれば、余白部分に書写することは自然な行為であろう。しかし、実際には実道書写部分の補訂ではなかった。自分以外の人物が書写し、所持している文献の目録をわざわざ作成(書写)するのは、所持者から目録作成の依頼を受けた場合か、自分にとって、作成し所持するだけの価値ある目録であると認識される場合であろう。依頼を受けて作成したり、自分にとって価値あるものを作成するのであれば、余白部分などを利用したりせず、表紙を付け、書名を付した単独の目録として作成するのが自然なのではないか。それに対して、自分が書写し、所持している文献の目録を作成するのであれば、それなりの価値を認識しながらも、私的な目録であるということから、余白部分を利用することも考えられよう。もし、覚幢と観林が同一人物であったと仮定すれば、他人である観林の書写・所持する目録を作成したのではなく、覚幢自身の目録を作成したことになり、実道書写部分の余白を利用して作成(書写)したことの理由が理解されるのである。覚幢と観林の筆跡調査による検証が残されるが、今は、覚幢と観林が同一人物であったと考え、覚幢書写部分は、覚幢(観林)の書写したり、所持している文献が著録されており、覚幢(観林)自身の私的な目録であったと考える。なお、例44に引用した『般若理趣純秘鈔』に見られる覚幢の書写奥書と、観林の墨書は、覚幢と観林が同一人物であったとする仮定を否定するものではない。

(3) 現蔵される覚幢（観林）書写・所持本と著録本

覚幢の名前が記されて、覚幢の書写・所持が明確な文献は、『顯密書籍目録』を除いて四点（例44『般若理趣純秘鈔』を含む）が地藏寺に現蔵されている。

また、観林の名前が記されて、観林の書写・所持が明確な文献は、二二点（例44『般若理趣純秘鈔』を含む）が現蔵されている。『目録』後半部分に覚幢（観林）が自分自身の書写したり、所持している文献を著録したとすれば、実道の場合と同じように、それらの現蔵本の多くが著録されていると推測される。しかし、それらを照合してみると、覚幢の名前が記された文献で『目録』に著録されるのは例44の『般若理趣純秘鈔』のみで、残る三点は著録されない。また、観林の名前が記された文献では、七点の文献が著録されない。両者をあわせて二五点の現蔵本のうち、一五点が著録され、一〇点が著録されていないことになり、著録率は六割に止まる。これは、実道書写部分における現蔵本の著録率八割七分超（延享二年以降の書き足しを含める）に比すれば、決して高い数値ではない。

最初に触れたように、『目録』の16丁オモテには「宝曆二申天二月廿八日阿国城南答島地藏寺会下／密乘沙門入海堂覚幢」と墨書されており、覚幢書写部分は宝曆二（一七五二）年に書写されたと考えられる。覚幢（観林）が、宝曆二年に自分の書写本・所持本の目録を作成（書写）したとすれば、宝曆二年以前に自ら書写した文献は当然著録されると思われる。しかし、『目録』に著録されない文献のうち、書写年代の明らかかな写本について見ると、次掲のように宝曆二年以前に書写された文献が四点見られる。

46 【目録】（ナシ）

【現蔵】『因明纂解四相違別録』（17棚17）

延享三（一七四六）年写

〈奥書〉依御所望雖為悪筆不顧他之嘲染筆畢／于時寛保二壬戌

五月上旬書写之 筆者理春

写本、南山宜伝房之本以書之／是歲延享三丙寅天林鐘

念六日書了

「阿陽那賀郡宮内邑薬師院輪下観林」（白消）

〈朱印〉「阿南地藏寺蔵本」（単郭方印・陽刻、内題下）

47 【目録】（ナシ）

【現蔵】『四度廿四枚紙』1冊（32棚7）

延享三（一七四六）年写

〈奥書〉昔延享第二龍次乙丑閏十二月四日写集之綴葉畢／阿南

那賀郡富岡庄蓬萊山大染院主法印典雄上人

延享三〇ノ天十一月三日書之筆者観林

〈墨書〉「観林」（表紙）

48 【目録】（ナシ）

【現蔵】『二十唯識論述記私鈔』1冊（30棚7）

寛延三（一七五〇）年写

〈奥書〉元文二丁巳天從八月十五日至九月十日講唯識廿論／述

記因抄出于引文二卷 妙瑞

寛延三年之天八月下旬写了 沙門覚幢

〈朱印〉「阿南地藏寺蔵本」（単郭方印・陽刻、内題下）

49 【目録】（ナシ）

【現蔵】『慧給記自考』1冊（12棚22）

寛延四（一七五二）年写

〈奥書〉寛延四辛未年三月十八日於江戸穴八幡放生寺／艸之爲

前講一助少勘之沙門妙瑞

皆寛延第四稔掛錫於武洲江戸牛込穴八幡於／生密閣之

会下聴聞法華之日求本書於能化妙瑞和尚謹書写之以備

再見一助而已／歲次辛未閏六月吉旦阿洲沙門仏化子観林

これらの書写本が著録されないということからすれば、覚幢の墨書「宝曆二年」のあらわす意味は、宝曆二年に目録の作成が終了したのではなく、実道の『目録』を入手した年を示すか、自らの所持本目録の編集を開始した年を示しているのではないだろうか。なお、覚幢の書写本は、宝曆二年の本書を最後にして、それ以降に書写した文献は現蔵されず、観林の書写本も寛延四年の例49に掲げた文献以降のものは現蔵されない。このことから想像をたくましくすれば、宝曆二年に覚幢（観林）は、実道の書写・所持本目録を得て影響を受け、自らもまた自身の書写・所持本目録の作成を思い立ち、余白部分を利用して目録の作成に取りかかった。しかし、何らかの事情で（あるいは覚幢の入寂によって）、その目録も未完のまま残されることになったのではないかと思われるのである。

## む す び

『顕密書籍目録』書写（編集）の意図を探ることを目的として、『目録』に著録された文献と地蔵寺に現蔵される文献とを対照させて考察してきた。その結果、『目録』の実道書写部分についても、覚幢書写部分についても、実道・覚幢のそれぞれが書写したり、所持している文献の目録作成を意図していたことが明らかになった。また、実道・覚幢それぞれの文献目録は、未完のまま残されたものであることも知られた。ただし、実道の目録は、延享元（一七四四）年までの書写・所持本については、ほぼ網羅されており、次いで延享四（一七四七）年ころまでの書写・所持本については、追加して著録されているのではないかと考えられた。

残念なことに、『目録』に著録されている文献の多くが散逸し、実道の書写・所持が明らかな文献で現蔵されるのは、著録文献の二割五分に過ぎない状況である。覚幢（観林）の書写・所持本の多くも散逸したと思われる。実道や覚幢（観林）という近世の地方寺院で活動した僧侶一人ひとりの学習実態を明らかにする上で、本人が書写したり、所持していた文献で、現代まで伝えられている現蔵本は、研究資料として大いに活用されるべき価値ある資料である。しかしながら、僅かに残された現蔵本だけを資料としていたのでは、各人の学習の一端を垣間見ることができても、その全容を描き出すことは難しい。個人の書写・所持した文献を著録したこの『顕密書籍目録』は、未完であるという弱点を有するとはいうものの、現蔵本では捉えきれない僧侶個人の学習総体を俯瞰することができる貴重な資料であるといえよう。

本稿では、僧侶の素性や僧侶間の関係について、直接的な証拠の乏しい中で推論を重ね、仮定の上に論を進めることになった。今後はこれらについての新たな知見が得られるような文献の発見とともに、散逸した文献の発見をも視野に入れながら、近世の地方寺院で活動した僧侶の学習実態を明らかにするための資料開発を目指して、周辺諸寺院に蔵される文献に調査の網を広げていきたい。

## 注

（注1）筆者が調査時に整理し、現在は「5箱17」という整理番号が付されている。

る。また、著録される文献名は一行の上下二段に書写される。3丁オモテからは、墨界線によって上下二段に分けられている。

（注2）地蔵寺には実道の位牌が伝存される。牌身には「恭贈権大僧都実道法印不生位」、裏面に「寛延三庚午年／四月十五日／師者当院豁道法印之嫡弟事教之達人也不孝／短命而遷化俗齡三十有五」とある。覚幢についての詳細は不明である。

（注3）隆皎が地蔵寺の第十三世であることは、安永三（一七七四）年に智翁が入手した銘板に記された代々住職による。ただし、地蔵寺に伝存される隆皎の位牌には「~~権~~権大僧都法印隆皎不生位」「文政十丁亥（一八二七）年十月朔日寂／当院第十五世兼高野山不動院一代假名頼恭房」とある。

（注4）地蔵寺には『書籍目録』（6棚1）と題される江戸時代末期の書写と見られる文献がある。これは、千字文が付けられた函ごとに収められた文献を著録したものであるが、写本については著録されていない。別筆で後に書き入れたと思われる部分でも、「聴書 生」「聴書 水」のように一括して「生函」「水函」に聞き類が収められたことを示すのみで、個々の文献名を著録しない。なお、実道書写部分でも、覚幢書写部分でも、写本個々の名前は著録するが、写本の内部でそれらを分類することはない。

（注5）妙瑞は江戸時代の学僧である。『密教大辞典』（法蔵館）によれば、「師顕密の学に通じ、事教の蘊奥を極め、開講撰化の事蹟枚挙に遑あらず、明和元（一七六四）年十二月五日寂す」とされる。

（注6）隆皎については（注3）参照。実道の所持していたものが隆皎に伝わったと考えられる文献には『光明真言』照闇鈔纂靈記（6棚11、18棚17、44棚6）、『華嚴問答』（14棚12）がある。『光明真言』照闇鈔纂靈記には表紙に「如蓮実道」（朱書）と「共六卷／臨江山蔵本／隆皎」（墨書）があり、『華嚴問答』には最終丁に「此二卷延享二年二月中旬於京都搜玄記聴聞之節求之／阿陽神通乘菟菟実道」と墨書されるほか、表紙に「隆皎」の墨書がある。

（注7）一点の文献に複数人の名前が記された場合には、それぞれ一点の文献に記されたものとして数えた。

（注8）宥深についての詳細は未詳である。

（注9）義範房榮長についての詳細は未詳である。

(注10) 豁賢についての詳細は未詳である。

(注11) 恭雄は地藏寺第六世で、位牌には「~~恭~~阿遮梨恭雄不生位」「安永二癸巳(一七七三)天六月廿五日」とある。また、『月牌廻向靈名簿』(4箱2)によれば父は野村幸兵衛とある。

(注12) 観林についても詳細は未詳であるが、観林の写本として寛保二(一七四二)年書写『十二運図解』(9棚33)、寛延四(一七五二)年書写『慧給記自考』(12棚22)が現蔵されており、観林の活動時期と実道の活動時期が重なっていることがわかる。また、延享三(一七四六)年書写『因明纂解四相違別録』(17棚17)、同年書写『因明纂解講輯』(18棚8)の奥書には次のようにあり、那賀郡宮内村「経尾山薬師院」に止住していたことが分かる。観林の書写・所持本が地藏寺に伝えられていることから、後には地藏寺に住むことがあったのではないかと想像されるが、地藏寺には観林の位牌は伝えられていない。なお、「経尾山薬師院」は、現在の八銚寺(阿南市長生町宮内)に当たるかと思われるが、『阿南市史』第四卷(平成十九年十二月・阿南市史編さん委員会)によると、八銚寺は「経王山不動院」となっており、院号が異なっている。

『因明纂解四相違別録』：例46参照。

『因明纂解講輯』延享三(一七四六)年写。

〈奥書〉①延享三丙寅天六月上旬書之沙門観林(卷中末)

②延享三丙寅稔林鐘中旬日

「経尾山薬師院会下筆者観林」(白消)(卷下末)

(注13) (注7)と同様に算出した。

【附記】本稿は、平成二十三年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(一般))「国語史資料・学習史資料開発のための近世地方寺院伝存文献の調査研究」(研究代表者、原卓志)による研究成果の一部である。臨江山地藏寺住職、米田戒栄様には、貴重な文献の調査をお許しいただき、さまざまに御厚情を賜った。ここに記して衷心より御礼申し上げます。

# A Study on “Kenmitsu Shojaku Mokuroku” owned by Rinkozan–Jizoji Temple

HARA Takuji

Rinkozan–Jizoji temple owns a manuscript titled “Kenmitu Shojaku Mokuroku”, which was transcribed in the Edo period. The manuscript is a catalogue of literature written by two Buddhist monks : Jitsudo wrote the first half while the latter half of the manuscript was written by Kakudo.

In this article, the author revealed that the book is a private catalogue listing literature which Jitsudo and Kakudo personally copied or owned, by comparing the catalogue with the literature currently owned by Jizoji Temple. The author argued that the manuscript, though not completed, serves as a valuable source to understand the learning of Buddhist monks during the Edo period.